PPA方式（第三者所有型モデル）による太陽光発電設備導入事業に係る

公募型プロポーザル実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、兵庫県（以下「県」という。）が、県及び県道路公社の施設（以下「県施設等」という。）において「PPA方式（第三者所有型モデル)※(以下｢PPA方式｣という。)による太陽光発電設備導入事業」を行う事業者を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、その実施方法等必要な事項を定めるものとする。

　　※PPA方式

発電事業者が、県施設等に自己の所有する太陽光発電設備及び附帯設備を当該発電事業者の負担により設置し、運転・維持管理等を行った上で、当該設備から発電された電力を当該設備を設置した県施設等に供給する契約方式

（目　的）

第２条　脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を初期投資なしで行えるPPA方式を活用し県施設等への導入を率先して行うことで、県内の再生可能エネルギーの導入を加速する。

（定　義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　⑴　参加者　県が本プロポーザルへの参加資格を有すると認めた者をいう。

　⑵　応募者　参加者のうち本プロポーザルに提案書を提出した者をいう。

　⑶　事業実施候補者　応募者の中から県が事業実施に向けた協議等を行うことを決定した者をいう。

（対象施設）

第４条　太陽光発電設備を設置する施設は、候補施設一覧（別紙１）に記載の施設とする。

（募集要項の作成）

第５条　県は、本プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

　⑴　参加に要する費用に関すること。

　⑵　参加することができる者の資格に関すること。

　⑶　参加の手続に関すること。

　⑷　質疑の手続に関すること。

　⑸　提案書の作成及び提出に関すること。

　⑹　事業実施候補者の選定の方法及び選定結果の通知に関すること。

　⑺　事業実施候補者との契約等に関すること

　⑻　前各号に掲げるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項

（参加資格の確認結果通知）

第６条　県は、本プロポーザルへの参加希望者に参加の可否を通知するものとする。

（提案書）

第７条　参加者は、次の各号に掲げる事項について提案するものとし、様式などは別に定める。

1. 具体的な事業提案

　⑵　実施計画・体制・スケジュール

　⑶　付加提案（付加提案がある場合）

（評価）

第８条　県が事業実施候補者を選定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

　⑴　事業提案

　⑵　業務遂行能力

　⑶　付加提案（付加提案がある場合）

２　プロポーザルの評価にあたっては、ヒアリングを実施する。

（評価委員会の設置）

第９条　県は、提出のあった提案書を評価するため、有識者等を構成員とする「PPA方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を農政環境部環境創造局環境政策課に設置する。

２　評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（評価方法）

第10条　評価は、別に定める「PPA方式による太陽光発電設備導入事業に係る公募型プロポーザル評価方針」によるものとする。

（選考方法）

第11条　県は、評価委員会の評価の結果に基づき、事業実施候補者を決定するものとする。

（選定結果の通知）

第12条　県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に選定結果を文書で通知するものとする。

（事務の所掌）

第13条　本事業の庶務は、兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課において処理する。

（補則）

第14条　この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課が別に定める。

　附　則

１　この要領は、令和４年３月30日から施行する。